

## 3000万人署名小金井署不当連行事件に対する法的見解

2018年4月13日

### 1 はじめに

本件は、9条改憲の反対を呼びかける署名活動のためにマンションに立ち入ったことに対して、住居侵入罪にあたるとの疑いをかけられている事件である。三人の署名活動は、憲法21条1項の定める表現活動であり、民主主義の根幹を成すものとして強く保障されなければならない。署名活動は、紙とペンさえあれば誰でも行うことのできる表現行為であるとともに、その性質上、受け手と対面して自らの意見を伝えることではじめて意味をもつものであるから、表現活動が多様化する現代においても、代替困難な表現手段として重要な意味を有する。そのような憲法で保障された表現行為を制約するには、少なくとも、当該行為によって重大な法的利益が侵害されたことが明らかでなければならないところ、後述のように三人の行為によってマンションの住民には何ら影響は生じていない。

にもかかわらず、警察は、署名活動を犯罪であるとして、事前の警告もなく三人を半ば強制的に連行しており、憲法の意義・価値を無視した人権侵害行為であるといわざるを得ない。

### 2 住居侵入罪にあたる行為ではないこと

(1) 住居侵入罪にあたるには、管理権者の意思に反する立ち入りであることが必要

⇒意思に反するとは、当該建造物の性質、使用目的、管理状況、管理権者の態度、立ち入り目的等からみて、現に行われた立ち入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるとき

(最判昭和58.4.8)。管理権者の意思とは、管理権者の主観ではなく、客観的事実から判断

(2) 本件における事情

#### ①立ち入り目的

9条改憲の反対を呼びかける署名活動のためであり、その目的は正当

#### ②立ち入りの行為態様

三人のみで白昼に門扉のない出入口から徒歩で立ち入り、各室玄関ドア前まで徒歩で外階段を昇降して署名活動を行う

⇒多数の威力を背景に暴力的な手段を講じていない、滞在時間も短い

#### ③建造物の性質・構造

・本マンションの敷地入口に門扉なし、1階の出入口にオートロック等の設備なし、2階には外階段で直接上ることができ、マンション外部から扉やドアの開け閉めをすることなく、直接各戸のドアまで行ける構造

⇒客観的にみて、部外者の立ち入りが禁止されていることが明らかなような外部と隔絶したマンションではない。立ち入った場所はマンションの共用部分であり、そもそも居住者だけでなく郵便や宅急便の配達員といった外部者も立ち入ることが予定されている場所

・マンションの入口にあるビラ配り等を禁止する旨の張り紙

⇒一般の共同住宅出入口付近などに散見される立ち入り禁止の表示と特に変わったところなく一般的なものであり、居住者が総意をもってビラ配りを禁止する意思が外部に表明されていない

↓

本件の立ち入り行為は居住者の日常生活の平穩に何ら実害をもたらすものではなく、管理権者が立ち入りを容認していないと合理的に判断されるときにはあたらず、住居侵入罪成立しない

### 3 近時の最高裁判決との比較

#### (1) 立川事件（最判平 20. 4. 11、一審無罪、高裁で逆転有罪）

防衛庁立川宿舎に政治的意見を記載したビラを投函する目的で立ち入った行為  
立川宿舎には関係者以外の立ち入りを禁止する表示板設置、警察に住居侵入の被害届提出  
⇒公務員宿舎という性質、管理権者が部外者の立ち入りを容認しないとの意思をうかがうことができるという点において、本件とは事案を異にする

#### (2) 葛飾事件（最判平 21. 11. 30、一審無罪、高裁で逆転有罪）

分譲マンションの各住戸にビラ等を投函する目的で立ち入った行為  
マンションの玄関出入口を開けて玄関ホールに入り、更に玄関内ドアを開け、1階廊下を経て、エレベーターに乗って上層階に上がったという事案  
⇒本件マンションとは構造が異なり、立ち入り態様も異なる

↓

本件における立ち入り行為は、近似の最高裁判決に照らしても、住居侵入罪にあたらぬ